

理事等の職務権限規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「本協会」という。）の理事等の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、理事等とは、理事並びに代表理事たる理事長並びに業務執行理事たる副理事長及び常任理事並びに事務局長をいう。

(法令等の順守)

第3条 理事等は、法令、定款及び本協会が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める本協会の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事等の職務権限

(理事)

第4条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、本協会の業務の執行の決定に参画する。

(理事長)

第5条 理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として本協会を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副理事長)

第6条 副理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、本協会の業務を執行する。
- (2) 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって理事長の職務を代行する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(常任理事)

第7条 常任理事は、理事会が決める担当業務を分掌し執行するとともに、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(事務局長)

第8条 事務局長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長の命に従い、事務局の事務を統括する。
- (2) 理事長、副理事長及び常任理事の業務の執行に対し助言を行う。

(代行順序の決定)

第9条 第6条第2号に規定する順序については、毎事業年度最初の理事会において決定するものとする。

第3章 補 則

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、理事会決議のあった日（平成25年7月9日）から施行する。

別表

理事等の職務権限

決 裁 事 項	決 裁 権 者			
	理事長	副理事長	常任理事	事務局長
事業計画及び予算の案の作成に関すること	○			
事業報告及び決算の案の作成に関すること	○			
人事及び給与制度の立案に関すること	○			
出張に関すること	○			
契約の締結（事業）	○			
契約の締結（事業以外）	○			
一件100万円以上	○			
一件10万円以上100万円未満		○		
一件10万円未満				○
支出				
一件100万円以上 （人件費等の義務的経費の支出を除く）	○			
一件10万円以上100万円未満 （人件費等の義務的経費の支出を除く）		○		
一件10万円未満 （担当業務の執行に係るものに限る）			○	
一件10万円未満及び人件費等の義務的経費				○
外部に対する文書発簡（一般事務連絡を除く）	○			
一般事務連絡				○